

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

■ 主な修正案の内容

1 自衛隊原子力災害派遣要請内容の追加

原子力災害時における避難・一時移転においては、原則バス避難となることから、輸送能力の確保が重要となる。避難等が必要となった場合、最大約 400 台のバスの輸送能力が必要となるが、災害時には運転手の不足も懸念されることから、自衛隊に対し、輸送車両等資機材の提供等を行い輸送能力の向上が行える措置を加筆。

(該当例)

頁	現行	修正後
	第 3 章 緊急事態応急対策 第 3 節 活動体制の確立	第 3 章 緊急事態応急対策 第 3 節 活動体制の確立
52	第 9 自衛隊原子力災害派遣要請計画 6 派遣部隊の受入れ	第 9 自衛隊原子力災害派遣要請計画 6 派遣部隊の受入れ <u>(4) 県は、自衛隊との調整に基づき、県が要請する救援活動に必要な輸送車両等資機材および放射線防護資機材等を自衛隊に提供または貸与するよう努めるものとする。</u>

2 原子力事業者との連携体制の明確化

内閣府が、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめた「美浜地域の緊急事態時対応」内の「避難退域時検査場所における活動フロー」のページにおいて、「避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理」と記載されている。

また、令和 4 年 9 月に全部改正された内閣府・原子力規制庁作成「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では「簡易除染に伴い発生した汚染物等の処理については、立地道府県等があらかじめ国及び原子力事業者との協議の上、決めておく。」とされていることから、避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理について明確化するため加筆。

(該当例)

頁	現行	修正後
	第 3 章 緊急事態応急対策 第 3 節 活動体制の確立	第 3 章 緊急事態応急対策 第 3 節 活動体制の確立
53	第 11 原子力事業者との連携 県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。 (略)	第 11 原子力事業者との連携 <u>1 応援</u> 県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。 (略) <u>2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理</u> <u>避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。</u>

3 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

- (1) 原子力災害対策特別措置法において、原子力災害に関する情報伝達、避難指示、放射線量の測定、被災者の救助等の業務に関する事項を「緊急事態応急対策」と定義していることから、原子力災害対策指針において「防災業務関係者」の記載を「緊急事態応急対策に従事する者」に改正されたことを踏まえた。
- (2) また、原子力災害対策指針では、原子力災害時に防災業務に関わる者を「防災業務関係者」とし、緊急事態応急対策において、これに放射線防護対策を実施する旨が記載されていたが、その対象が明確ではないことから、「防災業務関係者」を「被ばくの可能性がある環境下において緊急事態応急対策に従事する者」に改正されたことを踏まえた修正。

(該当例)

頁	現行	修正後
54	<p>第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立</p> <p>第12 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。</p> <p>1 防護対策 県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>2 防災業務関係者の被ばく管理 (1)防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。 ア 防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立</p> <p>第12 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保</p> <p>県、県警察、関係周辺市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。</p> <p>1 防護対策 県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係周辺市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>2 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理 (1)緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。 ア 被ばくの可能性がある緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p>

4 もんじゅの燃料取出し作業終了に伴う修正

「もんじゅ」は、炉心からの燃料体の取出し作業が終了しており、緊急事態区分を判断するEALの枠組みを「2. ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設」から「4. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設」であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のものへ変更され、「2. ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設」に該当する事業所がなくなったため、当該枠組みを削除。

(該当例)

頁	現行	修正後												
	別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて												
93	<p data-bbox="312 342 836 517"><u>2. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</u></p> <table border="1" data-bbox="312 546 836 689"> <tr> <td data-bbox="312 546 635 651"><u>警戒事態を判断するEAL</u></td> <td data-bbox="635 546 836 651"><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 651 635 689"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="635 651 836 689"><u>(略)</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="312 723 836 866"> <tr> <td data-bbox="312 723 635 828"><u>施設敷地緊急事態を判断するEAL</u></td> <td data-bbox="635 723 836 828"><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 828 635 866"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="635 828 836 866"><u>(略)</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="312 900 836 1043"> <tr> <td data-bbox="312 900 635 1005"><u>全面事態を判断するEAL</u></td> <td data-bbox="635 900 836 1005"><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1005 635 1043"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="635 1005 836 1043"><u>(略)</u></td> </tr> </table>	<u>警戒事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>施設敷地緊急事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>全面事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	削除
<u>警戒事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>													
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>													
<u>施設敷地緊急事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>													
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>													
<u>全面事態を判断するEAL</u>	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>													
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>													